R6年4月放送分 「東北防衛局の周辺対策事業について」 (日本の防衛Q&A) (自衛隊百科)

R6. 3. 22 収録

【パーソナリティー】

本日は、「東北防衛局の周辺対策事業について」をテーマに、東北 防衛局から職員2名の方にお越しいただきました。よろしくお願いし ます。

【職員2名(岡山、永野)】 よろしくお願いします。

【パーソナリティー】

では、はじめに自己紹介をお願いします。

【岡山】

はい、東北防衛局企画部周辺環境整備課の岡山です。当課では、交付金事業という業務を担当しています。出身は、青森県東北町で、小川原湖で有名な町です。昨年4月に東北町役場からの出向という形で異動し、2年目となります。よろしくお願いします。

【永野】

同じく周辺環境整備課、障害防止第1係の永野です。東北防衛局に採用され8年目ですが、昨年4月当課に異動となり、私も現在の担当は2年目です。出身は、ブルーインパルスで有名な航空自衛隊松島基地がある宮城県東松島市です。松島基地では、毎年航空祭を開催しておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思います。本日は、よろしくお願いします。

【パーソナリティー】

こちらこそ、よろしくお願いします。お二人ともに担当になられて 2年目ということですが、岡山さんのように国の機関と地方自治体と の人事交流もあるのですね。それでは、今回のテーマの「東北防衛局 の周辺対策事業について」、お話をお願いします。

【岡山】

それでは始めに、岡山が周辺対策事業の概要について簡単にご説明します。

まず、周辺対策事業とは、自衛隊や米軍が行う訓練や防衛施設が所在することで、生じる障害を防止し、その周辺地域の生活環境の整備を行い、住民の生活の安定や福祉の向上のために行う事業のことで、当課が担当する事業はおおまかに言うと3つあります。

- 1つ目は河川や道路の改修などを行う「障害防止補助事業」。
- 2つ目は公園や消防施設などを整備する「民生安定施設助成事業」。
- 3つ目は公共用施設を整備する「交付金事業」になります。

この周辺対策事業は、昭和49年に施行された「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」を根拠としており、略して『環境整備法』と呼んでいますが、これは、演習場や飛行場などの防衛施設周辺の生活環境を整備する様々な制度を定めた法律になります。

【パーソナリティー】

昭和49年の法律ですか。半世紀もの長い歴史があるんですね。

【岡山】

はい。東北防衛局では、半世紀以上、東北地方の地方自治体に、様々な制度を活用していただき、防衛施設の設置・運用による皆様の負担を軽減できるよう、努めてきました。これからご紹介します事業以外にも、学校や住宅の防音工事の助成、建物などの移転補償、緑地帯の整備なども行ってきました。

【パーソナリティー】

わかりました。

それでは、3つの事業について、具体的にご紹介していただけますか。

【永野】

はい。では、私永野が障害防止補助事業から説明します。

自衛隊などの特定の行為、例えば砲撃や射撃、戦車などの走行訓練

によって演習場内にある山などは荒廃してしまいます。その結果、山の保水力が徐々に低下して、山に降った雨は通常の山よりも雨水が流れやすくなり、洪水被害が発生しやすい状態となります。このように、生じる障害を未然に防ぐことを目的とした河川の改修工事など、環境整備法3条に基づく「障害防止工事の補助」を行っています。この洪水対策の他にも、土砂流出対策や用水対策として、ダム、ため池、用水路の整備のほか、自衛隊車両の走行によって痛んだ道路の整備なども対象で、それらの工事を実際に行う防衛施設周辺の自治体に対して、その費用の全部又は一部の補助を行っています。

現在行っている具体例をあげますと、宮城県の王城寺原演習場の周辺の各所で用水対策事業を行っています。

【パーソナリティー】

なるほど。それが一つ目の事業ですね。

【永野】

はい。二つ目の事業は、障害を防衛施設の周辺にお住まいの方々の 生活や事業活動に対するものと幅広くとらえ、生活・事業上の障害を 緩和することを目的として実施している環境整備法8条に基づく「民 生安定施設の助成」です。

対象としては、公園、消防施設、無線放送施設、学習等供用施設など、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設で、これらの施設の整備を行う防衛施設周辺の自治体に対し、その費用の一部の助成を行っています。

例をあげますと、私の出身の宮城県東松島市において、航空自衛隊 松島基地の訓練や運用に伴い、万が一事故が発生した場合に消防活動 の拠点となる消防庁舎を一昨年に整備しましたが、その費用の一部を 助成しました。

【パーソナリティー】

宮城県内の事業を例としてあげてもらいましたが、今収録している 山形県内においての、事例はあるのでしょうか。

【永野】

はい、いろいろありますが、平成25年度に陸上自衛隊神町駐屯地

が所在している東根市に対して、駐屯地内での火災に対応するための 化学消防ポンプ自動車の配備に助成しました。

【パーソナリティー】

なるほど。では、三つ目の事業はどんな内容でしょうか。

【岡山】

はい、次の三つ目は、私岡山が担当しております交付金事業について説明します。

特定の防衛施設周辺地域の生活環境や開発への影響を和らげること を目的とした施策として、環境整備法第9条に基づく「特定防衛施設 周辺整備調整交付金」の交付を行っています。

これは、ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃などが行われる演習場などがある市町村が対象で、広大な面積を占める防衛施設があることによって、生活環境や地域開発に著しい影響を受けていると考えられます。これらの市町村を特定防衛施設関連市町村に指定し、生活環境や地域開発というまちづくりのための公共用施設の整備などに活用できる交付金です。

【パーソナリティー】

具体的にどの様な事業に交付金が活用されているんですか。

【岡山】

はい、「交通施設や通信施設」「スポーツ又はレクリエーションに関する施設」「環境衛生施設」などの公共用施設の整備のほか、

「防災に関する事業」「教育、スポーツや文化に関する事業」「医療に関する事業」などの公共用事業に活用されています。

具体例をあげますと、「スケート場の改修工事」や「医療機器購入」などの施設の整備や、「子ども医療費助成事業」や「学校給食費給付事業」に交付金を活用する地方自治体もあります。

【パーソナリティー】

なるほど。地方自治体も工夫しながら、交付金を活用されているようですね。

防衛施設の周辺の地域では、法律に基づきながらいろいろな施策や

事業を行っていることが分かりました。

【岡山】

東北防衛局としては、これからも防衛施設周辺の地元市町村の皆様 方からの要望を踏まえ、より効果的で効率的なものとなるよう、周辺 対策事業を行っていきたいと考えています。

【パーソナリティー】

本日は、「東北防衛局の周辺対策事業について」、岡山さんと永野さんにお話をお聴きしました。ありがとうございました。

【職員2名(岡山、永野)】 ありがとうございました。

【パーソナリティー】

このコーナーでは、よりよい内容にしていくため、ラジオをお聞き の皆さまからご意見・ご感想を募集しております。お聞きのコミュニ ティ放送局までご連絡ください。